

日本科学者会議  
京都支部ニュース 2月号 No. 492  
2025年2月12日発行

〒604-0931京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel : 075-256-3132

E-mail : [jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp)

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・声明「学問の自由を侵害する日本学術会議「法人化」に断固反対する」  
(JSA京都支部幹事会) .... 2
- ・学術会議法人化反対の署名大運動にご協力をお願いします ..... 2
- ・3. 23 日本被団協ノーベル平和賞授賞式報告会(予告) ..... 3
- ・『日本の科学者』1月読書会(1/21)報告 12月号特集「現代社会が求める博物館」..... 4
- ・JSA25総学女性研究者・技術者委員会主催分科会報告「フェミニスト・エスニック・  
スタディーズとDEI(Diversity, Equity, and Inclusion)」(清水民子) .... 8
- ・「戦争と医の倫理」の検証を進める会連続学習会第2回「イスラエルの軍事侵攻下の  
ガザ地区とパレスチナの現状」～その解決と私たちの立ち位置～(左近拓男) .. 9
- ・金平茂紀講演会「SNS社会と民主主義・憲法のゆくえ」報告(左近拓男) ..... 11
- ・福島原発事故による健康被害について(その14)  
原発賠償京都訴訟大阪高裁判決 及び 原発賠償訴訟支援・講演討論集会  
「福島原発事故被災地の現実と健康被害を考える」の報告(大倉弘之) ..... 12
- ・佐藤文隆著「量子力学の100年」を読んで(坂本 宏) ..... 14
- ・治安維持法・京都学連事件100周年事業実行委員会への参加について..... 15
- ・京都支部関連行事 ..... 15
- ・支部幹事会だより ..... 16

<会費の早期納入のお願い>

今年度会費の納入率は2月1日現在で82%となっています。年度内(3月末まで)に今年度会費(一般会員:14,400円, 特別会費会員:7,200円, 若手会員:4,200円。家族割会員の方にはすでに全員, 納入いただいています)の納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は, あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方には12月の会費納入の際に振込用紙を同封しておりますので, ご利用ください。

なお, ご不明な点につきましては, 支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください(Emailアドレスは, [hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp](mailto:hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp))。

(支部財政担当幹事)

## 学問の自由を侵害する日本学術会議「法人化」に断固反対する

2025年2月7日

日本科学者会議京都支部幹事会

2020年秋、学界に激震が走った。日本学術会議の新規会員任命において、当時の菅総理大臣は学術会議から推薦された105名の会員候補者のうち6名の任命を拒否した。その6名には京都の2名の法学者、文学者も含まれた。その後の学術会議自身や数多の学協会、諸団体からの猛抗議にもかかわらず、任命拒否の理由が明らかにされないまま、いまだに撤回されていない。

その事件以前の2017年、学術会議はその設立の趣旨にしたがって軍事研究を行わない旨の声明を發した。6名の人文・社会科学者の任命拒否は、その声明發出に対する警告であり、学術会議に対する脅しであった。任命拒否の理由が明かせないのは、その行為自身が憲法の学問の自由や平和主義に反する行為であったからである。

そして、今回、石破内閣は任命拒否の問題に類かむりしたまま、問題をすり替えて、学術会議「法人化」という形で、ナショナルアカデミーとしての自主性、自律性、独立性を奪い取ろうとしている。その動きは、法人化された国立大学が種々の改革により財政的基盤や自主性、自律性が失われていく状況と軌を一にしている。

日本国民が先の大戦で学んだのは、学問や研究が戦争や大量殺戮のために使われないように政治からの独立を確保すること、すなわち、学問の自由を守ることであった。その教訓から、学術会議は政府機関として時の政権を監視する民主主義的役割を担った。学術会議は政治からの独立性を保ってこそ、政治、経済、社会に対して科学的立場から付度なく助言・勧告する、ときには諫言することが可能になる。この度の政府提出の日本学術会議法改正案は、「選考助言委員会」や「評価委員会」という装いにより、政治や産業界による学術会議への介入を法制化し、学術会議の本質的役割を変質させるものである。この動きは学術会議自体の解体にもつながりかねない。しかも、その重大な改定にもかかわらず、有識者懇談会の最終報告からひと月しか経っておらず、学術会議内外での議論が尽くされないまま法案が提出されようとしている。

日本科学者会議京都支部は、現政権が学術会議「法人化」法案を撤回し、会員任命を含めた日本学術会議の自主性、独立性を保障するよう強く求める。また、その運動のために、日本学術会議、他団体および広範な市民と連帯することを表明する。

### 学術会議法人化反対の署名大運動にご協力をお願いします

2月7日付でJSA全国事務局より表記署名への協力要請がされました。署名のとりまとめは、日本学術会議「法人化」反対署名事務局（JSA全国）幹事会でもこの署名の呼びかけ団体になることを審議中）。2月20日前後に第一次集約をして政府への署名の手渡し、記者会見などを予定とのことです。下記 URL または QRコードにアクセスして署名して下さい。 <https://chng.it/h5SRtCDBDk>



### 3. 23 日本被団協ノーベル平和賞授賞式報告会 予告

## 「日本被団協ノーベル平和賞授賞式報告会

～核兵器のない地球をつくる力に～

日程:3月23日(日) 13:30～16:30(受付開始:13:00)

会場:キャンパスプラザ京都4階第3講義室 ※IWJによる録画の事後配信の予定

参加費:無料, 収容人数:170名

主催:花垣ルミさんをノーベル平和賞授賞式に送る会

後援:コンシューマーズ京都, 京都生協, 京都YMCA, 京都YWCA

第1部 13時30分開演 14:55分終了

講演:「核兵器 禁止から廃絶へ」川崎哲さん

(「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」の国際運営委員兼会長, 一般社団法人「核兵器をなくす日本キャンペーン」専務理事, ピースボート共同代表)

報告①:「核兵器も戦争もだめ! 授賞式ツアー参加報告」花垣ルミさん

(京都原水爆被災者懇談会世話人代表, 非核の政府を求める京都の会共同代表, 被爆証言の世界化ネットワーク(NET=GTAS)顧問)

第2部 15時05分開演 16:30終了

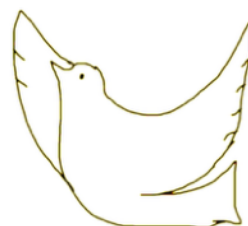
報告②:「核兵器廃絶運動と非同盟運動」小林立雄さん

(被爆二世, 宮城県原水協理事, 日本AALA常任理事)

報告③:「核兵器に対する視点を変えるための声を」林田光弘さん

(被爆三世, 元高校平和大使, 核兵器をなくす日本キャンペーン長崎コーディネーター)

意見交換会:川崎哲・花垣ルミ・小林立雄・林田光弘



## 『日本の科学者』1月読書会(1/21)の報告 12月号特集「現代社会が求める博物館」

読書会はオンラインで開催された(4名参加)。今回は特集論文3編が取り上げられた。

### 早乙女賢司“国際博物館会議(ICOM)による「Museum」の新定義とこれからの博物館”(報告:前田耕治)

本論文は、国際博物館会議 ICOM (International Council of Museums) における Museum 定義の変遷を解説し、現代の博物館が果たす役割を考察したものである。

著者は、2019年 ICOM 京都大会で新定義が提案されるまで、1974年コペンハーゲン大会での定義「博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である」が生きていると説明した。ICOM 日本委員会 HP 中の解説記事(東京大学 松田陽, 2020年3月)によれば、「この現行定義は、2007年の ICOM ウィーン大会中の総会 (General Assembly) で採択された」とある。いずれにしても、過去の定義は基本機能に限定した定義であり、日本の博物館法でも同様の定義がなされているのを確認した。

それに対して、2019年京都大会では、下記のように、広範な社会的・倫理的課題に対して積極的な関与を目指す内容を含む新定義が提案された。

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護す

るとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

著者は、「背景には、グローバルな潮流(環境問題、人権問題、ジェンダー平等、文化多様性の尊重)など21世紀の重要テーマが反映」されていると指摘する。

このように、大胆な定義変更であったために、京都大会では長時間にわたる賛否の意見の応酬があり、結果としては採決が見送られた。しかし、それは新定義の必要性を否定するものではなく、国際的な議論は継続され、次の2022年 ICOM プラハ大会で、次の「新定義」が採択された。

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

採択された新定義はコンパクトになったが「包摂性」「多様性」「持続可能性」「省察」などが新しいキーワードとして採用された。

ここで、原文に当たってみると、「省察」は *reflection* の訳であった。このキーワードについて、著者は、植民地主義的な歴史を含む過去やその展示・教育内容、社会に対する影響などについて内省や振り返りを求めるものであり、過去の記録・展示だけでなく、未来に向けた省察の場とすると解説した。

そのあとの章では、博物館のもつ未来的な役割として、コミュニティとの連携と多様性・持続可能性の推進をあげて、具体的な地方の取り組みを紹介している。とくに、人権やジェンダー平等に焦点を当てた取り組みに注目し、2024年の東京藝術大学大学美術館における「大吉原展」を紹介した。当初の広報が性的搾取の負の歴史を軽視、遊郭を美化するものとして批判を受けるや否や、当該美術館はチラシや挨拶文などの修正、差し替えを行った。著者は、この動きを、「民主主義が機能したことで起こったリアクション」であり、博物館・美術館が社会的な側面と無縁でいられないことと評価している。

博物館が定義改定を通して、未来にわたる社会的な役割を担おうとしている関係者の気概を感じた次第である。

### 【意見交換】

博物館が社会や歴史と無関係ではない例として、参加者の一人が過去に訪問した米国のスミソニアン歴史博物館を紹介した。ここでは、日系人移民の収容所を批判的に再現した展示やエノラゲイの展示があった。また、テキサスのある町では、街自体が歴史博物館のように、スペインやドイツとの歴史的關係を再現している例が紹介された。

### 高橋啓一“地域社会の交流の場としての県立博物館の役割—琵琶湖博物館を例として”（報告:滋賀県草津市 左近拓男）

本論文では、滋賀県立琵琶湖博物館を例として、自治体の公立博物館の役割について解説している。

この博物館は私たち滋賀県民には学習と憩いの場である。近年の博物館は国から観光による「稼ぐ文化」の提供が求められている。この博物館は「使命」として「地域の人々と共に、地域の事を調べ、学び、情報や資料を保管し、誰もがそれを使えるようにすること」を謳っている。また、地域の自然や文化、風土、郷土史について調査・研究を行うことが博物館の根幹であると主張している。

### はじめに

近年、国や文化庁は、博物館に対して「文化資源の活用」や「来訪者の増加」を促しているが、国は「地域経済の活性化」を図り、さらにそれが「文化資源の保存・活用」につながっていく循環を期待している。博物館や文化資源に経済効果を期待する動きは2000年代の初めから開始された(20世紀の英国に似ている)。その原因は「製造業」衰退に伴い、「観光」が経済の牽引役として期待されたためである。

2003年小泉首相の「観光立国」の提唱、「文化芸術推進基本計画(第1期)」(2018年)などで明文化された「稼ぐ文化」、2020年の「文化観光推進法」に記載された「文化観光の努力義務」と、法律にも明文化されてきた。2022年に成立した「博物館法」の改正は博物館関係者や法律の専門家からは、今後の博物館と観光のあり方について心配する声も出ている。著者は「多様な役割を持つはずの各地の博物館に対して一律に、観光に力を入れることを強く推奨するのであれば、やはり、今後の日本の博物館の存在意義について懸念を抱かざるを得ない。」としている。

また、「博物館に限られた人材や時間の中で、すべての博物館が現状の活動に加えて、あるいは方針を変更して、観光に軸足を置いた活動をするというには無理がある。国や地域が経済的に豊かになるために、それぞれの館が独自に持っている活動目的が実行できなくなるのならば、それはそれぞれの博物館にとって何のために「稼ぐ」のかがわからなくなる」と、観光に軸足を置いた運営の問題点を指摘している。

### 1章 琵琶湖博物館の中長期基本計画(地域の博物館のひとつの姿)

1996年に滋賀県草津市の琵琶湖畔に開館した。2005年度からは中長期基本計画を策定。第1次中長期基本計画は、2005~2014年度に「地域だれでも・どこでも博物館」と題して行われた。この計画の目標は「誰もが琵琶湖や身近な地域の価値を発見する活動ができるようになること」、「それぞれの活動を博物館が応援できるようになること」。

第2次2015~2020年度;「博物館の『木』から地域の『森』へ」。リニューアルでは、体感的な展示やユニバーサルデザインを意識し、誰にも使い易く、わかり易い展示づくりが行われた。

2021年度から;「出会い、学びあい、琵琶湖を世界へ発信する博物館に」と題して、内部評価や外部評価を行いながら、第3次中長期基本計画が進められている。「使命」では、博物館の利用者、特に地域の人々と共に、地域の事を調べ、学び、情報や資料を保管し、誰もがそれを使えるようにすることを謳っている。琵琶湖博物館では、博物館を利用する人たちが、個人や地域の成長に役立つ博物館を、館員と共に作りだし、それを日常的に活用することを目指している。

### 2章 研究・調査こそが根幹

東アジアや古代湖といったテーマも含め研究対象とし、調査や研究こそが博物館の根幹に関わるものと位置付けている。長い

年月の間、利用者に研究成果や情報を展示や交流事業として提供するためには、この調査や研究、それに伴って収集される資料が大切である。研究推進;県の研究費は開館当初の3分の1ほどになっていることから、学芸員は科学研究費などの外部資金を獲得する努力をしている。また、外部の研究者と共同研究することは、個々の研究力を磨くためにも欠かせない。「研究専念日」というものを、合計で1週間に2日間設けている。研究交流;韓国やロシアなど海外の5カ所の研究機関と連携の試み。情報発信;「琵琶湖博物館ブックレット」やYouTubeチャンネルでの発信。学芸員の活動や地域の面白さの紹介。

<https://www.youtube.com/@びわこのちからチャンネル琵琶湖博>

### 3章 博物館利用の深化

展示観覧者数は年間40万人程度あり、リピーター率は50~60%程度と高いのが特徴。「はしかけ」には、25グループがあり、自分たちが知りたいことや、やりたい博物館活動や社会的活動などを自主的に行っている。活動の主体は、博物館を利用する側にある点で、ボランティアとは異なる。「はしかけ」や「フィールドレポーター」同士が交流したり、また、地域で活動するグループや企業・団体の方々とも交流することを目的に、年に1回、2日間かけて「びわ博フェス」と名付けた催しを実施されている。

博物館を利用して活動する人々は、交流活動を通じて、楽しく学びながら自分を成長させると共に、新たに博物館を利用する人たちに対して、博物館の思いや博物館の持つ情報を伝えている。こうして、琵琶湖博物館の活動は利用者によってその幅が広がっている。

### 4章 企業・団体との(積極的な)協働:

琵琶湖博物館のリニューアルや活動の活性化に活用されている。

### 5章 2023年2月の(ピワコオオナマズの水

**槽の破損がもたらしたつながり:**

「みんなでつくる」を実現でき、地域や博物館利用者とのつながりが一層深まった。

**持田 誠“労働問題としての学芸員—学芸員の雇用・発令・学芸員以外” (報告:清水民子)**

「学芸員」は博物館法第4条3により「博物館の専門的職員」と定められているが、身分、専門職制があいまいで、研究職としての教養を求められながら事務職員として任用されるなど問題が多い。

日本の博物館制度は1951年制定の「博物館法」による。博物館は登録制で、申請が認められれば都道府県管理の「博物館原簿」に掲載される(国立博物館は対象外である)。登録されていない「自称博物館」が多数あり、「博物館類似施設」と呼ばれる。登録されたが実質を失い、「名ばかり登録博物館」になっている場合もある。学芸員の配置状況は登録博物館914館園中、無配置が256館園に上る。登録博物館を増やすことを主眼に2022年、博物館法改正が論議された。船後靖彦議員の反対討論があり、人への投資が必要と付帯決議「学芸員の地位向上」が挙げられたが、「設置者の判断」にまかされ、改善は進んでいない。

学芸員の実態を知るための統計として2例あげる。文科省「社会教育調査」によれば館園数1305(2021年)、類似施設4466、計5771、学芸員配置は専任5150、兼任1347、非常勤1818、指定管理者1766、計10081名である。日本博物館協会「日本の博物館総合調査」2019には4178館中2120館が回答し、職員数は常勤学芸系5254、常勤学芸・事務管理系2674、非常勤学芸系1631、非常勤学芸・事務管理系1631、計10570名である。

著者自身も「準職員」(浦幌)、「特別嘱託職員」(帯広)などの職名で「学芸員」の仕事をしてきた。「会計年度任用職員制度」など公務員常勤職の非正規化が進み、唯一の学芸員が非正規雇用で管理業務をも担うケースもある。2019年調査では常勤学芸系職員の1/4が有期雇用であった。都道府県立、政令指定都市市の館園では研究職俸給表が適用されているが、市町村立ではその適用はない。日本の多くの博物館では学芸員を事務職員として採用し、法令にもとづく学芸員の発令をしていない。

その他「司書」、エデュケーターなどは指定管理者制度、ミュージアム・ショップの運営や標本の制作・修復(剝製師)などが正規雇用されていないことが多い。清掃、警備などの多くは委託契約である。

近年、学芸員の志望者は減少している。若手が学芸業務に没頭できる環境を構築しなければならない。

**(感想)**「学芸員」資格の取得課程を設けている大学は多い(必要単位数が多く、資格取得にいたるのは難しいともいわれるが)、博物館への就職は狭き門、専門家として調査・研究できる職場環境への入職はさらに難関ということであるらしい。文化芸術全般にわたって、日本の推進・支援政策の劣弱さが指摘されてきたが、歴史遺産を守り、社会教育の重要施設である博物館においても、基盤に位置する「学芸員の仕事と処遇」にこのように多くの問題点があることは知られていなかったのではないか。貴重な告発の論考と読んだ。

12月7日(土)午後Zoomにより開催され、以下5本の報告があった。

報告1: 金承孝さん(管理栄養士)は「朝鮮学校に通うのは当たり前だと思っていた」学童期から「民族学校を卒業して在日コミュニティから離れるほど、自身のルーツやアイデンティティについて考えることが多くなった」。大学の栄養学科は「9割以上が女性」の「女性社会」で、「男性は隅っこに追いやられる感じだった」体験をふまえて「多様性とはそれぞれの立っている場所を明確にしたうえで対話をし続けることにある」と結んだ。

報告2: ウィックstrom由有夏さん(武庫川女子大学)は「在日コリアン女性の子育て」にともなう葛藤をインタビュー調査によりあきらかにした。通学先の選択に際し、「日本の公立学校を積極的に選択するケースがほとんど見られなかった」と特筆し、「ヘイトスピーチ」など日本社会の排他性を指摘している。

報告3: 李定恩さん(立命館大学)はフィリピンに多いアジア(多くは韓国や日本)の若者たちの英語留学先となる民間の英語学校(韓国人起業家が経営)で働く女性英語講師の問題—米企業がフィリピンに設けたコールセンターで欧米の顧客のクレームと罵倒に耐えるケア労働を経ての低賃金労働をとりあげた。初心者に忍耐強く接する「親密な労働」としてジェンダーとエスニシティの交差が問題視される事例であると指摘する。

報告4: 李花さん(ストーリーテラー)は父・

マルセ太郎の生き方をたどり、「人間の本质に迫ったリアリズムが根底にある」表現活動により、「よき外野席の客になれ」(主役や名プレイヤーでなくとも外野席で拍手を送る役割)との言葉が人々を励ましたと語った。

報告5: 匿名の「モルガン・スタンレーレイハラ解雇裁判控訴人」は「上司による国籍を理由としたハラスメントと差別について社内申告」したところ、調査チームは「ハラスメントは認められなかった」とし、再調査を求めるメールを「連絡禁止命令違反として懲戒処分」を受けた。ハラスメントの内容は「韓国政府の言動等についての不満」を本「控訴人」にぶつけ「精神的苦痛を与える」ものであった。1審判決では「ハラスメントは認められない」とされ、控訴審での覆しを期している。

いずれも「差別」を考えるうえでインパクトの大きい報告であり、討論時間には、それぞれの報告への感想や質問が多く出され、事実理解はかなり深められた。これまで主としてアカデミックな場における女性差別の問題を取り上げてきた本分科会としては新しい視座からの提起だったのでもう少し時間がほしかった。

女性研究者・技術者委員会MLによる月1回の談話会(毎月25日午後または夜)では翌月から分科会座長の鄭幸子さん(岡山支部)も加わって、ひきつづき感想を述べあったり、鄭さんの分科会への思いを聞いたりしている。「複合差別」を論じること、「市民と結ぶ」(研究職外からの報告者の登壇を求める)研究の具体化など、新しい方向での議論の展開の今後を期待したい。



「戦争と医の倫理」の検証を進める会 連続学習会 第2回

「イスラエルの軍事侵攻下のガザ地区とパレスチナの現状」

～その解決と私たちの立ち位置～ 左近 拓男

1月27日(月) 19:00～20:30にパレスチナの現状に関する学習会が開催されました。

講師は猫塚義夫医師でした。猫塚氏は「医療9条の会・北海道」幹事長(現共同代表)、2010年に「北海道パレスチナ医療奉仕団」を立ち上げ、団長として西岸とガザでの医療・子ども支援活動を行なっておられます。この学習会では、猫塚氏が難民支援医療奉仕団として見てきたものを中心に以下のようなテーマについて報告されました。以下に重要と思われる点について要点を記します。

(1) イスラエル・ガザ軍事侵攻の実態とその意味

ガザ地区は面積360平方Km(京都市右京区の1.2倍の面積)、人口230万人であるが、死者数は15万8千人を超えるとの報告がある(Euro-Mediterranean Human Rights Monitor (E-M HRM), Press Release, 18 Jan 2025)。「無差別」攻撃の進行により生活・産業インフラ、教育施設が破壊され、社会秩序が破壊している。このようなジェノサイド民族絶滅政策は国際法違反(民間人への殺傷)である。病院では女性・子ども・高齢者さらに50,000人の妊婦・無麻酔帝王切、ハンユニス・ナセル病院の敷地には数百人の遺体があるが、これはIDFによる集団虐殺である。避難先学校への爆撃・破壊も行われた。間接的(構造的)暴力としては、ガザ南部に移動させられた人々190万人。過酷な避難生活に加え、イスラエルの空爆下で「地獄」へ、劣悪な生活・衛生環境で感染症：下痢・A型肝炎、呼吸器感染、ポリオ発生、「飢餓作戦」から「餓死作戦」となった。ジェノサイドから民族浄化へつながる行動(大ユ

ダヤ主義)としてはレバノン・シリアへ軍事侵攻拡大がある。ポリオ(小児麻痺)のワクチン接種は「ガザの底力」により短期間でほぼ全員に接種が行えた。

(2) 「ガザ軍事侵攻」後の精神的ダメージ: 2007年から続くガザ地区の閉鎖により15歳以下の子供は「封鎖」下で育った。軍事的脅威: 人々には、現実に「命が奪われる」という恐怖が植え付けられた。貧困と生活環境の破壊、教育環境の悪化(2部・3部授業)が顕著化している。

(3) ガザの状況: イスラエルによる『完全封鎖』・17年目へ

世界最大の「天井のない監獄」「絶滅収容所」である。1) 燃料不足・・・発電不可\* 停電・・・通電3～4時間(1日) \* 汚水処理不可 \* 極端な環境悪化 \* 食物汚染。2) 物資不足。医薬品は底尽き、コロナ感染もひどい。3) 低賃金と若者の60～70%が失業状態。4) 「自殺」の増加。5) 麻薬の汚染、子供の喫煙、「身売り」。

(4) ハマス(イスラム抵抗運動)とイスラエルの非対称性: 貧困に喘ぐガザにおいては、戦争ではなくレジスタンス・抵抗である。『ハマス』とは 生きるための抵抗、軍事部門(カッサム旅団: 2.5万人)だけでなく治安部門、政治部門 福祉部門(イスラム聖戦、ファタファ系軍事部門, PFLP)がある。

(5) 軍事的: 軍事大国イスラエル(アメリカが後ろ盾)、現役16万9500人、予備役465,000人。徴兵制、核兵器政策。イスラエルは国際法に挑戦する「テロ国家」となっている。例: 対レバノン・ヒズボラ、シリア侵攻。軍事的侵攻の大義として①大ユダヤ主義と民族浄化 ②ホロコーストの「被害者の仮面」を

利用している。

(6) ヨルダン川西岸・東エルサレムの現状：10月7日の軍事侵攻以降、入植者とイスラエル軍による「入植地」拡大と暴力が横行している。虐殺約800人(子ども200人)、逮捕・拘束10,000人、けが人5,000人。北部ジェニンへの軍事侵攻、南部ヘブロンでの入植者の暴力は多発している。トランプ米大統領は入植活動を推進しようとしている。東エルサレムでは、ヨルダン溪谷とジェリコ方面の経路の閉鎖と軍事支配が強化されている。パレスチナ社会の沈痛化(もう一つの戦争、第2のGAZA)。

(7) パレスチナ・イスラエル問題の今日の状況とその意味：入植者(=新移民)の凶暴化とアウトポスト(非公認入植地)が拡大している。ガザでのジェノサイドの侵攻を維持しつつ北部戦線(レバノン・ヒズボラ)へ兵力を移動している。

(8) 平和外交に向かわない日本政府～石破内閣：日本の立場は、アラブ諸国とイスラエルに等距離外交を基本とし、イランとも友好関係にある。小泉内閣ではヨルダン川西岸に「平和と繁栄の回廊」政策を提唱した。安倍政権下でのペルシャ湾・日本タンカー襲撃事件に際してはトランプは「日本のタンカーは自分で守れ」と檄をとばした。安倍 Netanyahu 会談(2015年1月)：経済・技術協力が約束された。安保法制(2015年9月19日)により「集団的自衛権」、武器輸出三原則から防衛装備移転三原則に変容され、5類型(救難、輸送、警戒、監視及び掃海)の見直しが行われた。日米首脳会談(2024年4月10日)では日米共同で対処することが約束

された。日本政府は軍事的強力ではなく、平和憲法に基づく「真の平和外交」を推進すべきである。

(9) 私たちは何をすればいいか：自分を少し変えること。『人間の命と尊厳を守る』を共通性として、1) 事実を正確に知ることとその意味を理解すること。『イスラエルの占領・弾圧とハマスの抵抗』(イスラム抵抗運動)、『ガザの人道的危機と人間の尊厳を守れ』、『ジェノサイド』 反対。事実を広く伝えること。2) 10.7に至るパレスチナ・イスラエルの歴史と経過の理解。3) ガザ軍事侵攻の「解決」のために、①イスラエル国内のガザ停戦・人質解放の世論の醸成、②アメリカ・欧州からの武器援助の停止、③侵略を止め、平和を求める国際世論、④日本による平和的解決への積極的役割が必要である。4) 国内外の世論を作り、平和に向けて世界を動かすには、無数の学習会、集会と大規模集会街頭、スタンディングなどは必要である。京都では毎週デモが行われている。イスラエル製品 不買運動。米国・日本政府への要請活動：署名運動、自治体への反対要請。5) パレスチナ・ガザへの激励、ガザ募金活動 SNS、ビデオメッセージなどが有効である。

私の意見：新聞やテレビニュース、あるいは SNS やネットでも動画や報道がなされていますので、これらのキーワードを見て、皆様もパレスチナの悲惨な状況が想像できると思います。パレスチナ市民の殺戮は即時に止めること、イスラエルへの米国や欧州の軍事支援も止めることが急務と考えます。米国は NATO に NATO 予算全額の 15.8% (2024 年) を支出しています。国連が中心となって武器を使わず平和裡に問題を解決していくこと、大国はそれに協力すること、日本も軍事ではなくあくまで平和外交により問題解決に協力することが必要と考えます。

## 金平茂紀講演会「SNS社会と民主主義・憲法のゆくえ」

左近 拓男

2月8日(土)14:00から京都アスニーにて、憲法9条京都の会、かもがわ出版主催の講演会がハイブリッド形式で開催された。講師は「ニュース23」、「報道特集」でお馴染みのジャーナリストの金平茂紀であった。最近の日本や米国などの選挙や政変の結果にSNSで拡散される情報が強く作用していることについて詳細な解説と考察が紹介された。

現代はSNSが地球を覆う時代である。地球上で起きている出来事が瞬時に映像や音声を伴って(世界中の人々に)情報として共有される。その情報が事実かどうかは二の次である。情報源は多様化しており、不可逆的である(新聞や冊子体、学術論文のように、対象の取材、分析、複数名の校閲がなく、情報を知り得た者の主観のみで情報が拡散される危険性がある。また、一度拡散した情報は訂正は、ほぼ不可能)。2019年まではTVのほうがネットよりも視聴時間が長かったが、2020年に逆転し、その後もネットの視聴時間が増加している。全年齢で、新聞や雑誌の購読時間は極めて少ない。情報源は、若者はネット、高齢者はTVである。ネットや動画でSNSや動画を見てニュース情報を得た人は、情報を各自の主観で判断している。最近の選挙戦に関するSNSの躍進例:東京都知事選の石丸現象、自民党首選での高市氏1回目首位、衆院選の国民民主党4倍増進、兵庫県知事選での斉藤氏再選、米大統領選(物価高と市民の貧困が原因でトランプに票が集まる)、ルーマニア大統領選、韓国「非常戒厳」とその後の議員・市民の行動、ウクライナの北朝鮮兵の出兵、事実をすつとばして白熱化する大物アイドル・フジテレビ問題(報道・送信する側が

一部の雑誌の情報を鵜呑み、記者が取材をしない)。SNSは速報の情報であることや、刺激のかどうかは拡散側、受け取り側の判断基準となっており、同調しやすく「感動」「情」がある情報がより拡散される。その背景には、自分のことで精一杯で、これまでの社会にあった「みんなのため」という公共が溶融している。SNSは拡散されれば拡散されるほど発信者が儲かり、「情報」が金を稼ぐ道具となっている。メディア自体もビジネス最優先となっている。「公共」のための報道はなくなっている。メディアは選挙期間の選挙報道の萎縮、戦争報道では殺戮を見て見ぬふりをしている。コミュニケーションの変容により、「書き言葉」よりも「話し言葉」が重宝されている。大江健三郎や加藤周一が発した言葉よりも、ホリエモンやひろゆきの言葉のほうが若い人に浸透。市民に影響する重要な情報も、芸能人のゴシップも同じレベル。言葉の重みがなくなりつつある。

感想:私の趣味はネットサーフィンである。うちの家族と話を合わせるために、流行りの「テトリス」や「霊夢・魔理沙ゆっくり解説」、「ホリエモンチャンネル」のYoutube動画を毎日寝る前にチェックしている。これでは情報に偏りがあるので、週末は「報道特集」(この記事を書きながら見ている)や「サンデーモーニング」を見ている。新聞は個人で「あかはた日曜版」をとっている。中東、ウクライナのように、ネットは市民がいかにか虐げられているか速報性が重要であると考えるが、他方、うわさやFakeが拡散され、それが世論に影響するという問題もある。子供達にはネットの情報だけではなく、報道や冊子体の情報もしっかり取得して自らの判断と行動に役立ててほしい。

## 福島原発事故による健康被害について(その14)

原発賠償京都訴訟大阪高裁判決 及び 原発賠償訴訟支援・講演討論集会  
「福島原発事故被災地の現実と健康被害を考える」の報告 大倉弘之

本連載は7月号以来である。そこで予告したJSA原子力問題委員会(原問研)主催の原発シンポは、8月24～25日に福井県敦賀市で開かれ、9月号にこの連載とは別にその詳細を掲載した。また、6月号の連載(その12)では、原発賠償京都訴訟の第22回期日(5月22日)での結審の様子を報告した。

今回は、12月18日の大阪高裁での判決について少し詳しく報告する。なお、それに先立って12月15日に「福島原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会」が主催した“原発賠償訴訟支援・講演討論集会「福島原発事故被災地の現実と健康被害を考える」”(本ニュースでは予告できなかった)については、今回はその後で簡単に触れる(詳しい内容については次回以降報告の予定)。

原発賠償京都訴訟については、これまで、本連載とは別に昨年の1月号と3月号でも第20～21回期日(12月12日と3月1日)の傍聴報告を行ってきた。原告は、2022年6月17日の国の責任を認めない最高裁判決を批判しながら、国の責任を改めて鋭く問い、避難が長期化する中での困難を訴え、国際人権の観点からも避難の権利を主張してきた。裁判官も避難者の声を聴く姿勢を示してきたように見えた。

判決日当日は朝の9:30から大阪高裁前の公園で集会があり、全国から同様の裁判を闘っている関係者たちからの応援が寄せられ、原告の入場行進を見送った後、外で11時の開廷を待った(今回報告者は抽選外れ)。開廷後しばらくして、「不当判決」「国の責任認めず」の旗出し。実際、判決内容は全く期待に反するものであった(裁判官は、牧賢二、島戸真、内田貴文)。

まず、国の責任については一審判決を覆し国に対する損害賠償請求を全て棄却した。特に、津波の回避可能性については、実際の津波が「敷地の南側(南東側)のみならず、東側からも大量の海水が本件敷地に侵入」したことをもって、「長期評価によって予見し得た津波を前提に本件原発の敷地の浸水を防ぐために設計される防潮堤等は、敷地の南側(南東側)からの海水の侵入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、そのような防潮堤等によっては、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に侵入することを防ぐことができなかった可能性が高い」として、国が東電に対して安全対策を命じていたとしても、原発事故は防げない可能性が高かったとして国を免罪したのである。元々不確実性の大きい津波の予想に基づく国のリスク判断の範囲をここまで限定して免罪することは、まさに上記6・17最高裁判決と同じ文脈であり、「コピペ判決」と言われる所以である。この最高裁判決以降の各地での原発賠償裁判で同様の「コピペ判決」が続いていて、今回もその例にもれなかったことになる。津波対策については、3月号の裁判報告でもお伝えしたように、当時からIAEAの安全基準でも防潮堤だけでなく水密化という防水対策が求められていて、国も電力会社にそれらを含む対策を求める規制の方向性を持っていたことに電力会社側が注文をつけて対策が取れないままになった経緯がある。さらに、実は最高裁判決を出した判事4名の内の三浦判事の多数意見への批判にもこの「水密化」対策の可能性の指摘が含まれていたのである。

次に、避難の相当性について、2011年12月31日までに開始されたものについて相当性を認め、2012年1月以降に開始されたものについても個別に相当性を認めることができる場合があるとした(京都地裁判決の「2012年4月1日までに開始されたもの」から約3ヶ月短縮)。また、避難の相当性が認められるべき期間は、おおむね避難の開始から2年間程度を目安とした(地裁判決を踏襲)。また、損害額の認定については、原告ら166名のうち92名の請求を合計約1億1260万円の範囲で認容した(地裁判決は、原告ら174名のうち110名について約1億1100万円の東電・国による連帯支払を命じた)。この避難開始時期の2011年12月31日は、同月の政府による原発事故の「収束宣言」が基準であるようで、それ以降の避難には「相当性」がないというのである。

以上の判決内容が示すことは、現政権の原発推進策が、住民犠牲を大前提にしていて、極めて無責任なものだということである。南海トラフ地震などが現実にも迫っているという中で、福島事故の教訓をこの程度にしか捉えないで原発再稼働するということがいかに無謀であるか。むしろ、今回のような判決は、現政権に原発推進の資格がないことの証であると考えざるを得ない。

判決後に予定されていた裁判所を一周するパレードは抗議のパレードとなった。その後の報告集会で、原告の方々の発言に裁判だけでなく国の在り方自体を問う声が続いたことが印象的である。また、最高裁への上告という決意も表明された。その後、原告団、弁護団としても、上告の方針が出され、支援する会も「最高裁の不当判決は最高裁でただす」と応援の決意を表明している。当面の取り組みとして、大阪高裁前抗議・宣伝行動(原告団声明の配布等:2月21日(金)午後4時30分～午後6時、3月11日(火)午後4時30分～午後6時)などが予定さ

れている。詳しくは、支援する会のWEBサイトを参照されたい。

[https://fukushimakkyoto.namaste.jp/shien\\_kyoto/kaihou/kaihou049.html](https://fukushimakkyoto.namaste.jp/shien_kyoto/kaihou/kaihou049.html)



「福島原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会」では、昨年12月15日に、原発賠償訴訟支援・講演討論集会「福島原発事故被災地の現実と健康被害を考える」を尼崎市女性センター・トレピエで開催した(共催:富山大学科学コミュニケーション研究室, 協賛:原発賠償関西訴訟原告団、原発賠償京都訴訟原告団、東日本大震災避難者の会、原発賠償ひょうご訴訟原告団)。京都訴訟のみならず、福島原発事故からの関西への避難者のそれぞれの賠償訴訟の応援を主な目的として、会場とオンラインのハイブリッド開催をおこなった。当日の会場参加は31名、オンライン参加は45名となり、関西、京都、ひょうごの各訴訟関係者と「明らかにする会」の有意義な交流の場となった。

基調講演としては、福島県三春町在住の写真家である飛田晋秀氏が「原発被災地＝福島の現状」と題して「復興」の名の下新設される学校など変わっていく福島の現状と、各スポットにおける放射線の空間線量が決して低くない現実を目に見える形で報告した。また、本行忠志氏は「現代科学が解き明かした放射線被ばくの健康リスク」と題して、原発事故後の放射能による健康被害がどのようにしてなかったことにされようとしているのか、さまざまな資料・証拠に基づき示した。その後、数名からのコメント、質疑応答があった。

## 佐藤文隆著「量子力学の100年」を読んで

坂本 宏

京都支部にもゆかりのある京大名誉教授佐藤文隆氏の著作「量子力学の100年」(青土社2024年)が毎日出版文化賞(第78回自然科学部門)を受賞された。奇しくも2025年はユネスコが定めた量子科学技術国際年にあたる。量子力学は今日では学部で習う基礎科目であり、完成された、あるいは枯れた学問に思われる。しかし実はそうではなく、2022年度のノーベル物理学賞の受賞対象となるなどきわめてホットな話題である。本書はその量子力学の100年を振り返る。量子力学のおかげで、素粒子・原子核・宇宙・物性など広い範囲の物理学が発展し、また、半導体や材料など我々の生活が大きく変わってきた。その一方で多くが目をつぶってきた未解決の問題があった。それは今世紀に入りようやく実験的に検証された。そのことにより、全く新しい量子力学像が確立し、量子コンピュータなど、社会を劇的に変える新技術の開発が期待される。この本を読むことで量子力学について目から鱗の感動が得られると感じた。

2022年のノーベル賞では、受賞理由として「もつれた光子を使った実験により、ベルの不等式の破れを確立し、さらに量子情報科学を先導した」ことをあげている。量子もつれの存在が実験的に確認された。量子もつれ、多粒子系の波動関数が、個々の粒子の波動関数の積では表せないもつれた状態は、全く新しい概念の技術をもたらす。計算機で用いられるビットは0か1かを保持するが、量子ビットはいくつもの状態を同時に保っている。それを応用した量子コンピュータは従来の電子計算機の能力をはるかに超

越する。量子力学が量子情報理論として新しい役割を獲得した。

このベル不等式の破れの実験に最初に挑戦したクラウザーは半世紀前1972年にその論文を発表したが、その後大学での研究職を得ることが出来ず、別の分野へ移っていく。当時は量子力学の観測問題のようなテーマ(本書によると「裏街道」の問題)に手を出すと就職できなくなるという風潮だったらしい。

私自身は素粒子実験に従事してきた。これまで行ってきたいくつもの実験においても量子力学は見事に働いており、実験データを正確に再現していた。この点では道具として疑問を挟む余地もなく、本書の中で出てくる「黙って計算せよ」の精神で解析を行ってきた。シュレディンガーの猫の話など、そういう考え方をするのかとあまり気にもかけてこなかった。深入りすると面倒くさそうだなと感じていた。放っておいても実験を進めるには困ることはなかった。そういう視点から見るとクラウザーの挑戦はすごいことだと思う。50年後にクラウザーはノーベル賞を受賞することになるというのは痛快だ。

本書には量子力学の確立前夜から今日に至るまでの、哲学的な議論や思想的背景を中心にさまざまなエピソードがちりばめられている。著者の博識と調査力、記憶の豊かさに驚嘆させられる。中には湯川秀樹旧邸の保存運動の話が述べられている。仁科芳雄がボーアを招待したとき湯川に中間子論を説明させたことなども興味深い。私個人としては米国テキサス州に建設途中で中止されたSSC加速器計画の実験メンバーで

あったことから、その中止が米国の学界に与えた影響についての記述には大いに共感するところがある。歴史の転換点にいたのだなど感慨深い。

ここに書いたことは本書のほんの一部の紹介に過ぎないし、たぶん著者が訴えたいところは別にあると思う。実に多くの事柄が書かれており、それぞれについての解説はあ

まり多くない。私もネット検索しながら読み進めたが、読後感としてはスムーズに読めた。一章ごとに著者の思考の流れを感じる事が出来るからだと思う。「おわりに」のところに次の一文が置かれている。

「新しい戦前」がなぜか実感となる空気を感じながら

## 治安維持法・京都学連事件100周年事業実行委員会への参加について

このたび、成瀬龍夫(元滋賀大学学長・「戦前大阪外語社研研究会」代表)、井口和起(元京都府立大学学長・京都の民主運動史を語る会代表)両氏のよびかけにより、「治安維持法制定100年を迎える2025年にあたり、国内適用第1号となった「京都学連事件」の〈地〉である京都として記念事業にとりくむ」上記実行委員会が結成されましたので(2025年1月11日)、当支部も趣旨に賛同し、参加・協力することを2月7日幹事会で決定しました。

主要な行事予定は共同シンポジウム「逆流に抗して、自由を求めた青年たち治安維持法国内適用第一号の「京都学連事件」から100年を問う」(2025年12月13日(土)午後1時半より5時)の開催です。

## 京都支部関連行事

### 1. 京都支部2月読書会(ZOOM)

日時:2月18日(火)15:30から17:45

日本の科学者1月号「フリースクールを考える」

担当:西垣論文(西垣)／仙波論文(仙波)／柴田論文(柴田)／宇陀論文(宇陀)

<https://us06web.zoom.us/j/83828315814?pwd=uXHSGqboSZTALH1NFS6b3ZPoowdLHd.1>

ミーティング ID: 838 2831 5814

パスコード: 065655

### 2. バイバイ原発3.8きょうと

日時: 2025年3月8日開会14:00(開場13:30)

場所: 円山公園音楽堂

13:00 オープニング

開会 14:00

黙祷/主催者挨拶/メッセージ紹介/トーク&スピーチ/集会決議/デモ出発 15:30

### 3. 「ノーベル平和賞受賞式報告会～核兵器のない地球をつくる力に～」

日時:2025年 3月23日(日) 13:30～16:30

場所:キャンパスプラザ京都 4階 第3講義室

参加費:無料

主催:花垣ルミさんをノーベル平和賞受賞式に送る会

## ◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆

### 1. 会員の現況 (2月1日現在)

一般会員 :	150	
特別会費会員 :	3	
家族割り特別会費会員 :	2	
若手会員 :	14	
【会員合計】	169人	読者 : 3人

### 2. 会費納入状況 (2月1日現在)

一般135/150 特別0/3 家族2/2 若手8/14

### 3. 2025年1月決算

2024年度累計		2025年1月決算	
収入累計	2,293,546円	1月收入合計	35,219円
支出累計	2,041,475円	1月支出合計	172,134円
収支累計	252,071円	1月分収支	△ 136,915円
前年度繰越金	175,286円	前月繰越金	564,272円
1月末残高	427,357円	1月末残高	427,357円